

## 動き出した東京都の差別解消法条例づくり

DPI 日本会議事務局次長 今村 登

東京都では石原（1999年～）・猪瀬・舛添と替わってもなかなか障害者差別解消条例（仮称）制定に取り組みの姿勢を見せず、昨年誕生した小池知事も知事選候補者アンケートでの条例づくりに対する姿勢は未回答だった。条例づくりの担当部署となると想定された東京都の障害者施策推進部に JDF 東京として働きかけを継続してきたが、差別解消法に基づく都ガイドラインは作成したものの条例化には消極的だった。

それが突如昨年12月7日の都議会（公明党・長橋圭一議員質問への答弁）で小池知事が障害者差別の解消に向け新たな条例案を制定し2018年度の成立を目指すと明らかにした。毎日新聞によれば知事は「誰もが生き生き生活できる、活躍できる都市であるダイバーシティを目指し、条例の制定を目指す」と明言。障害者や家族の相談に応じる仕組みや、差別的な事案が発生した企業などに助言や指導、勧告などができる仕組みを盛り込もうとの考えを示した。

これにより、状況は一気に動き出した（実際には答弁前に準備は始まっていたのだろう）。都の担当部署は福祉保健局障害者施策推進部計画課。今年2月の障害者差別解消地域協議会で、本協議会の下に東京2020オリパラを見据え、障害者差別をなくす取組を一層推進するための条例案の検討をする為の「障害者への理解促進及び差別解消のための条例制定に掛かる検討部会（以下：条例部会）の設置が発表された。

3月の部会で川内美彦氏（東洋大教授）が部会長、池原毅和氏（弁護士）が副部会長に選任され、今後の進め方と5つの論点（①基本理念等、②都民及び事業者の理解促進、③事業者による取組の推進、④情報保障の推進、⑤相談・紛争解決の仕組み）が示された。

4月から11月まで毎月1回（7月は無し）部会を開き、年内に骨子まとめ、来月3月くらいにパブリックコメント実施、2018年4月から6月の都議会での成立を目指し、通れば10月1日から施工させたいとのことで、非常にタイトなスケジュールが組まれている。

今後、この東京都条例（案）が実際に機能する良い条例となり、法改正や他県に好影響を及ぼせるか否かのポイントは以下の二つ。一つは「民間事業者まで合理的配慮の義務化を規定できるかどうか」。二つ目は相談・紛争解決の仕組みとして、「都庁内に都庁職員と当事者を含む広域相談員が常駐し、都の責任で対応できる専門部署を設置できるかどうか」。

この8月（第5回目は21日（月）午後4時から午後6時まで）・9月の都会が山場となる。委員は計23人（内訳：学識経験者4・障害のある人9・事業者2・教育2・福祉3・区市町村3）でDPI日本会議からは自立生活センター・日野事務局長の秋山浩子が委員として参加している。各位、傍聴参加等、今後の注視をお願いしたい。

DPI「われら自身の声」 2017年8月号より転載  
（筆者は東京頸髄損傷者連絡会 会員）